

広島県における住所地外接種の取扱い

広域接種 実施前 (令和3年7月末まで)

原則、住民票所在地で接種を受ける。やむを得ない理由がある場合は、住民票所在地以外で接種を受けられる。

住所地外接種届の提出が必要

- 出産のために里帰りしている妊産婦
- 遠隔地へ下宿している学生
- 単身赴任者
- DV, ストーカー行為等, 児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者

住所地外接種届の提出の省略が可能

- 入院・入所者
- 通所による介護サービス事業所等で接種が行われる場合における当該サービスの利用者
- 基礎疾患を持つ者が主治医の下で接種する場合
- コミュニケーションに支援を要する外国人や障害者等がかかりつけ医の下で接種する場合
- 副反応のリスクが高い等のため, 体制の整った医療機関での接種を要する場合
- 市町村外の医療機関からの往診により在宅で接種を受ける場合
- 災害による被害にあった者
- 勾留又は留置されている者, 受刑者
- 国又は都道府県等が設置する「大規模接種会場」で接種を受ける場合(会場ごとの対象地域に居住している者に限る)
- 職域接種を受ける場合
- 住所地外接種者であって, 市町村に対して申請を行うことが困難である者
- その他市区町村長がやむを得ない事情があると認めた者

広域接種 実施後 (令和3年8月1日から順次)

- 県内の個別接種については、やむを得ない理由の有無に関わらず、住所地外の接種が可能。住所地外接種届の手続きは不要。
- 集団接種については、各市町の選択により、同様の取扱いが可能。
- 市町によって広域接種の開始日、予約方法は異なる。

広島県における住所地外接種の取扱い

被接種者の 住民票所在地 接種を受ける場所	広島県内	広島県外
広島県内	個別接種：広域接種の対象 集団接種：市町の選択により広域 接種の対象に含めることができる。	従来のとおり
広島県外	従来のとおり	従来のとおり